

許可番号 第A10555号

薬局開設許可証

氏名 株式会社 ファルコファーマシーズ

薬局の名称 ファルコ薬局 福島店

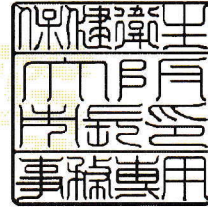
薬局の所在地 大阪市福島区福島2丁目2番1号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条
第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和5年10月17日

大阪市長

横山 英幸



有効期間

令和 6年 1月 1日 から

令和11年12月31日 まで

ファルコ薬局 福島店の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬 局	開設者	株式会社ファルコファーマシーズ代表取締役 阿部 治	
薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期間			薬局開設許可証(別掲)を参照	
管理薬剤師氏名	池見 有佳子			
勤務する薬剤師(担当業務)	別ボードに記載(保管、陳列、販売、情報提供、相談)			
勤務する登録販売者(担当業務)	なし			
取り扱う一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品・第二類医薬品・第三類医薬品			
当薬局勤務者の区別について	薬剤師 白衣 名札に氏名及び「薬剤師」と記載			
	その他の勤務者 事務服 名札に氏名を記載			
営業時間	月～金...9時00分～17時00分		営業時間外の相談対応時間	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	06－4797－3705(夜間転送)			

お薬の販売方法について

分類と外箱表示		陳列方法	情報提供と相談への対応
一般用医薬品	要指導医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います
	第一類医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	
	第二類医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く） ※ 指定第二類医薬品 は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。 『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します	薬剤師または登録販売者が 適正な使用のため必要な情報提供に努めます
	第三類医薬品 第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します	
指定濫用防止医薬品 濫用した場合に中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚を生ずる恐れがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品		販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生の恐れがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 0120-149-931

苦情相談窓口

京都府薬剤師会 075-551-0376
京都府薬務課 075-414-4792

指定濫用防止医薬品の販売について

以下8成分は、濫用により中枢神経系への影響や幻覚を生じるおそれがあるため、厚生労働省令で定められた特別の注意が必要な医薬品です。
販売時には確認事項が発生しますので、ご了承ください。

【対象】（全て外用剤を除く）

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・ジフェンヒドラミン
- ・デキストロメトルファン
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン
- ・ブロムワレリル尿素（ブロモバレリル尿素）
を成分として含有する医薬品

（令和8年厚生労働省告示第32号）

購入時に確認・説明を行います

1. 販売時、**年齢の確認**をいたします。
2. 18歳未満の方は合わせて **氏名の確認**を実施し、
必要に応じて身分証の確認をいたします。
18歳未満の方には **小容量・1箱のみの販売となります。**
3. 18歳以上の方も、複数購入時は理由を確認します。
4. 適正な使用が困難と判断した場合、**販売を行いません。**

ご使用にあたって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に
薬剤師又は登録販売者までご相談ください。

バイオ医薬品をお使いの皆様へ

効果や安全性はそのままに経済的負担を軽減する

バイオシミラー

というお薬があります

[バイオシミラー (バイオ後継品) とは？]

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後にほかの製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

[バイオシミラーが使われている病気の例]

がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ・乾癬
低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗しょう症など
・詳しくは医師または薬剤師にお尋ねください

当薬局はバイオシミラーの
調剤を積極的に行っております

2026年5月作成

ジェネリック医薬品の 利用促進に ご協力をお願いします

〔安心・信頼〕

・国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は国の厳しい審査をクリアしたものだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

・低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

〔未来のために〕

・医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

・医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

2023年5月作成

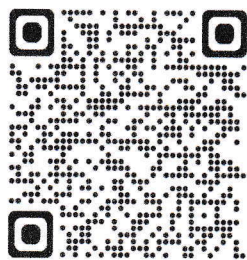
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(医師の了解と指示が必要です。)

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点/回 ・同じ建物内にて療養中の方が 2～9名 320点/回 10名以上 290点/回 自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。	・在宅で療養中の方 518点/回 ・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点/回 10名以上 342点/回 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額 が異なることがあります。
点数は全て1点＝10円です。計算例)10点＝100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 福島 店

管理薬剤師: 池見 有佳子

大阪府知事指定介護保険事務所 第 2740201369 号

[営業日・営業時間]

平日: 9時～ 17時

土曜・日曜・祝日: 休み

[所在地]

大阪府大阪市福島区福島2-2-1

[連絡先]

TEL: 06-4797-3705

FAX: 06-4797-3738

全体的事項					
点数について	※規定、新規定に所収されている項目毎の点数は、1点を10円で計算します。				
バイオ後続品	バイオ学名/ロジック一応用医薬品(生体バイオ医薬品)と同等/同等の品質、安全性及び有効性を有する医薬品です。				
後発医薬品	先発医薬品の特許期間が切れた後、発売される先発医薬品と同等の医薬品です。				
調剤	医薬品を処方箋通りに調剤する行為です。				
バイオ後続品	生体が安定している患者さんについて、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用(3回まで)できる処方箋です。				
調剤基本料					
調剤基本料 (処方箋受付1回につき)	調剤基本料1		47点	保険薬局で調剤する場合の基本点数です。	
	調剤基本料2		30点		
	調剤基本料3	イ	25点		
		ロ	20点		
		ハ	37点		
	特別調剤基本料	A	5点		
		B	3点		
複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時にまとめて受け付けた場合 (当該処方箋のうち、一の処方箋について受付1回につき所定点数の100分の100に相当する点数により算定し、他の 処方箋について受付1回につき算定)			所定点数の 100分の80		
(1) 受給率が50%以下 (2) 受給率、取引に係る状況並びに流通改善に係る取組状況の未報告 (3) かかりつけ機能に係る業務を1年間未実施の場合(1月に600回以下の薬局は除く) (1)、(2)、(3)のいずれかに該当 する薬局は、処方箋受付1回につき調剤基本料の算定)			所定点数の 100分の50		
分割調剤(長期保存の困難性等)(1分割調剤につき(2回目以降))			5点		
分割調剤(後発医薬品の試用時)(1分割調剤につき(2回目の調剤に限り))			5点	先発医薬品を後発医薬品に変更調剤する場合に、後発医薬品を試しに服用するため数日分を調剤することです。	
地域支援・医薬品供給対応体制加算 (処方箋受付1回につき)			27点	医薬品の安定供給体制を確保し、後発医薬品の使用率が一定以上の実績がある薬局に対して加算される点数です。	
	イ	地域支援・医薬品供給対応体制加算1	59点	加算1の体制を整備した上で、夜間・休日対応等の地域支援の実績を前提とし、一定時間以上の開局や医薬品の備蓄品目数に加え、薬学的管理・指導 や薬物療法の安全性向上のための事例報告や副作用報告体制の整備がされ、地域支援に積極的に貢献するための一定の体制を整えている薬局 に対して加算される点数です。	
	ロ	地域支援・医薬品供給対応体制加算2	67点		
	ハ	地域支援・医薬品供給対応体制加算3	37点		
	ニ	地域支援・医薬品供給対応体制加算4	59点		
	ホ	地域支援・医薬品供給対応体制加算5	59点		
特別調剤基本料Aを算定している場合			所定点数の 100分の10		
連携強化加算			5点	災害や新興感染症の発生時等における医薬品供給や衛生管理に係る対応など、地域において必要な役割を果たすことができる体制を整備している 場合に加算される点数です。	
バイオ後続品調剤体制加算			50点	バイオ後続品(インスリン製剤を除く。)を調剤した場合に加算される点数です。	
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の 100分の10		
後発医薬品減算			5点減算	(1) 後発医薬品の規格単位数量の割合が50%以下 (2) 後発医薬品の規格単位数量の割合の定期報告が未実施の場合 (1)(2)のいずれかに該当の場合(処方箋の受付回数)が1月に600回以下の 薬局は除く等)	
在宅薬学総合体制加算1			30点	緊急時等の開局時間以外に在宅業務に対応できる体制等を整備している場合に加算される点数です。	
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の 100分の10	加算1の体制を整備した上で、在宅患者さんへの高度な薬学管理・指導体制及び十分な実績があり、医療用麻薬の備蓄や無菌製剤処理又は小児在宅 医療に対応することができる体制を整備している場合に加算される点数です。	
	イ	専一診療医診療室又は専一調剤師が1人の場合	100点		
	ロ	イ以外の場合	50点		
在宅薬学総合体制加算2			所定点数の 100分の10		
電子的調剤情報連携体制整備加算 (月1回に限り)			8点	オンライン資格確認により取得した患者さんの診療・薬剤情報を調剤に活用できる体制を有し、マイナ保険証の利用率について一定の実績があり、電子 処方箋などにも対応できる体制を有し、調剤したすべての調剤結果を電子処方 箋管理サービスに登録している場合に加算される点数です。	
門前薬局等立地依存減算			15点減算	特定の医療機関からの集客率が一定以上を超えてた薬局で、都市部で病院や他薬局と密接した立地にある薬局、または、医療機関と同一の敷地内ま たは建物内に所在する薬局は、調剤基本料が減算されます。(既存薬局は除く)	
薬剤調剤料					
内服薬(漢煎薬及び湯薬を除く)(1剤につき、3剤分まで)			24点	薬剤師が医薬品を処方箋通りに調剤する行為の点数です。処方箋に記載されている医薬品の種類(内服薬・注射薬・外用薬等)、日数、剤形(錠剤、液 剤)等によって、計算方法が定められています。	
注射薬(剤数にかかわらず)			21点		
漢煎薬(剤数にかかわらず)			190点		
漢煎薬(1調剤につき、3調剤まで)			190点		
漢薬 (1調剤につき、3調剤まで)	イ	7日分以下の場合			
		8日分以上28日分以下の場合			
	ロ	(1) 7日分以下の部分	190点		
		(2) 8日目以上の部分(上記点数+1日分につき)	10点		
	ハ	29日分以上の場合	400点		
注射薬(調剤数にかかわらず)			26点		
外用薬(1調剤につき、3調剤まで)			10点		
内服調剤料(1調剤につき)			10点		
無菌製剤処理加算 (注射薬のみ)(1日につき)	イ	中心静脈栄養法用輸液	15歳未満の小児の場合を除く 69点	注射薬を無菌環境で調剤した場合に加算される点数です。	
			15歳未満の小児の場合		237点
	ロ	抗悪性腫瘍剤	15歳未満の小児の場合を除く 79点		
			15歳未満の小児の場合		147点
	ハ	麻薬	15歳未満の小児の場合を除く 69点		
		15歳未満の小児の場合	137点		
麻薬を調剤した場合(1調剤につき)			70点	麻薬が含まれている場合に加算される点数です。	
向精神薬を調剤した場合(1調剤につき)			8点	向精神薬等の医薬品が含まれている場合に加算される点数です。	
覚醒剤原料を調剤した場合(1調剤につき)			8点		
毒薬を調剤した場合(1調剤につき)			8点		
時間外加算・特例(基礎額※)			100%加算	深夜、休日を除いた薬局の開局時間以外の時間帯又は夜間の救急医療対応において調剤した場合に加算される点数です。	
休日加算(基礎額※)			140%加算	深夜を除いた休日において調剤した場合に加算される点数です。日曜日及び祝日、年末年始(1月2日、3日、12月29日、30日、及び31日)は休日として 扱う。	
深夜加算(午後10時～午前6時)(基礎額※)			200%加算	開局時間以外の深夜(午後10時～午前6時)において調剤した場合に加算される点数です。	
夜間・休日等加算(処方箋受付1回につき)			40点	休日又は深夜であって、開局時間の時間帯で、午後7時(土曜日は午後1時)から午前8時までの間(深夜及び休日を除く)において調剤した場合に加算 される点数です。	
自家製剤加算	予製又は錠剤を分割する場合		所定点数の 100分の20	医師の指示に基づき、容易に服用できるよう特殊な工夫で調剤した場合に加算される点数です。(安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等必要と認められる添 加剤の使用、ろ過、加熱、滅菌等)	
	イ 内服薬 及び 電 解 質	(1) 錠剤等の内服薬(7日分につき)	20点		
		(2) 錠剤等の電解質(1調剤につき)	90点		
		(3) 液剤(1調剤につき)	45点		
	ロ 外用薬	(1) 軟・硬膏剤、パップ剤、坐剤等(1調剤につき)	90点		
		(2) 点眼剤、点鼻・点耳剤等(1調剤につき)	75点		
(3) 液剤(1調剤につき)		45点			
計量混合調剤加算	予製剤		所定点数の 100分の20	2種類以上の薬剤(液剤、散剤もしくは顆粒剤又は軟・硬膏剤)を計量し、混合して内服薬もしくは外用薬を調剤した場合に加算される点数 です。	
	イ	原料(1調剤につき)	35点		
	ロ	錠剤、顆粒剤(1調剤につき)	45点		
	ハ	軟・硬膏剤(1調剤につき)	80点		

薬学管理料			
調剤管理料 (処方箋受付1回につき)	内服薬(1剤につき、3剤まで)		患者さん又はそのご家族からの聞き取り、情報収集をしたうえで、処方内容の薬学的分析、調剤設計等と、薬歴の管理等を行った場合の点数です。
	1	イ 長期処方(28日分以上)の場合 ロ イ以外(27日分以下)の場合	
	2	1以外の場合	
調剤時残薬調整加算	イ	在宅患者の処方前に変更提案し反映された場合	残薬が確認された患者さんにおいて、処方医の指示の下に、残薬の調整のために7日以上相当の調剤日数の変更を行った場合に加算される点数です。 ただし、6日分以下相当の調剤日数変更でも薬剤師による理由記載により算定可能です。
	ロ	在宅患者について調剤日数の変更を行った場合 (イの場合を除く)	
	ハ	かかりつけ薬剤師による調剤日数の変更が行われた場合(イ及びロの場合を除く)	
薬学的有害事象等防止加算	ニ	イからハまで以外の場合	薬剤服用歴、電子処方箋管理サービス等の仕組みを用いた重複投薬の確認等を行い、処方医に対する照会の結果、処方に変更が行われた場合に加算される点数です。
	イ	在宅患者の処方前に変更提案し反映された場合	
	ロ	在宅患者について調剤日数の変更を行った場合 (イの場合を除く)	
	ハ	かかりつけ薬剤師による調剤日数の変更が行われた場合(イ及びロの場合を除く)	
	ニ	イからハまで以外の場合	
	ニ	イからハまで以外の場合	
服薬管理指導料	1	原則3月以内に処方箋を持参した患者(処方箋受付1回につき) (手帳を提示しない患者は2により算定)	患者さんに処方された医薬品の名称、形状、用法用量、効能効果、副作用、後発医薬品等の情報を提供し、患者さんの服薬状況、残薬状況、後発医薬品の意向等を記録した上で、今後の継続的な薬学管理及び医薬品の適正使用のために必要な服薬指導を行った場合の点数です。また、重複投薬、相互作用を確認し、お薬手帳等で情報を提供しています。 かかりつけ薬剤師フォローアップ加算: かかりつけ薬剤師が次回来局までの間に電話等で服薬状況や残薬を継続的に確認し、必要な指導等を行った場合に加算される点数です。 かかりつけ薬剤師訪問加算: かかりつけ薬剤師が患者さん宅を訪問し、服薬管理の指導や残薬の整理を行い、その内容を医療機関へ情報提供した場合に加算される点数です。
	イ	かかりつけ薬剤師が行った場合 かかりつけ薬剤師フォローアップ加算 (3月に1回に限り) かかりつけ薬剤師訪問加算(6月に1回に限り)	
	ロ	イ以外の場合	
	2	1以外の患者に対して行った場合(処方箋受付1回につき)	
	イ	かかりつけ薬剤師が行った場合 かかりつけ薬剤師フォローアップ加算 (3月に1回に限り) かかりつけ薬剤師訪問加算(6月に1回に限り)	
	ロ	イ以外の場合	
	3	介護老人福祉施設等に入所している患者 (処方箋受付1回につき(月4回に限り))	
	4	情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合	
		原則3月以内に処方箋を持参した患者(手帳を提示しない患者は、4のニを算定)、介護老人福祉施設等の患者 (処方箋受付1回につき) 在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して行った場合(ハの場合を除く) (患者1人につき) ロ (在宅患者訪問薬剤師管理指導料と合わせて月4回 (末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回)に限り算定) ロのうち、患者の状態の急変等に併行した場合 (患者1人につき) ハ (在宅患者緊急訪問薬剤師管理指導料と合わせて月4回(末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回)に限り算定) イからハまでに該当せず、以下のいずれかに該当する患者(処方箋受付1回につき) ニ (イ) 初めて処方箋を提出した患者 (ロ) 3月を超えて再度処方箋を提出した患者 (ハ) 3月以内に再度処方箋を提出した患者であって、手帳を提示していないもの	
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算1			10点
特定薬剤管理指導加算2(月1回まで)			100点
特定薬剤管理指導加算3 (当該品目に関して、初回処方時1回に限り)			5点
乳幼児服薬指導加算(6歳未満)			12点
小児特定加算			350点
吸入薬指導加算(6月に1回に限り)			30点
服薬管理指導料(特例)			13点
適切な手帳の活用実績(処方箋受付1回につき)			185点
外来服薬支援料	1	(月1回まで)	34点
	2	イ 42日分以下の場合 (投与日数が7日又はその倍数を増すごとに) ロ 43日分以上の場合	240点
		施設連携加算(月1回に限り)	50点
服用薬剤調整支援料	1	(月1回まで)	125点
	2	(同一の患者に対して6月に1回に限り、かかりつけ薬剤師1人につき月4回まで) [適用日]2027年6月1日	1,000点
	1	糖尿病患者に対して行った場合	60点
調剤後薬剤管理指導料(月1回に限り)	2	慢性心不全患者に対して行った場合	

薬学管理料		
在宅患者訪問薬剤管理指導料(服薬管理指導料の4の口と合わせて月4回(末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養は週2回かつ月8回)まで)	1 単一保険診療患者が1人の場合	650点
	2 単一保険診療患者が2人以上9人以下の場合	320点
	3 1及び2以内の場合	290点
麻薬管理指導加算(1回につき)		100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(1回につき(訪問時))		250点
乳幼児加算(6歳未満)(1回につき)		100点
小児特定加算(1回につき)		450点
在宅中心静脈栄養加算(1回につき(訪問時))		150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料(1及び2並びに服薬管理指導料の4のハを合わせて月4回(末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者は原則として月8回)まで)	1 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うもの場合	500点
	イ 夜間訪問加算	400点
	ロ 休日訪問加算	600点
	ハ 深夜訪問加算	1,000点
	2 1以外の場合	200点
麻薬管理指導加算(1回につき)		100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(1回につき(訪問時))		250点
乳幼児加算(6歳未満)(1回につき)		100点
小児特定加算(1回につき)		450点
在宅中心静脈栄養加算(1回につき(訪問時))		150点
在宅患者緊急時等共同指導料	(月2回まで)	700点
麻薬管理指導加算(1回につき)		100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(1回につき)		250点
乳幼児加算(6歳未満)(1回につき)		100点
小児特定加算(1回につき)		450点
在宅中心静脈栄養加算(1回につき)		150点
退院時共同指導料	(入院中1回(がん末期患者等は2回)まで)	600点
服薬情報等提供料	1 保険医療機関の求めがあった場合(月1回まで)	30点
	薬剤師がその必要性を認めた場合(月1回まで)	
	イ 保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合	20点
	ロ リファル処方箋による調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供した場合	
経管投薬支援料(初回に限り)	ハ 介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合	50点
	3 入院前の患者に係る保険医療機関の求めがあり、持参薬を整理、情報提供を行った場合(3月に1回)	
在宅移行初期管理料	(在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定した初回算定日の属する月に1回に限り)	100点
訪問薬剤管理医師同時指導料(6月に1回に限り)		230点
複数名薬剤管理指導訪問料		150点
		300点
薬剤料		
医薬品の料金は、この料金は定期的に見直される公定価格です。		
使用薬剤料	使用薬剤の薬価が薬剤調製料の所定単位につき15円以下の場合	1点
	使用薬剤の薬価が薬剤調製料の所定単位につき15円を超える場合の加算	10円又はその端数を増すごとに1点
	特別調剤基本料A及びBを算定する薬局において、1処方につき7種類以上内服薬の調剤を行った場合	所定点数の100分の90
特定保険医療材料料	この料金は、保険で認められている医療材料の料金です。この料金は定期的に見直される公定価格です。	
特定保険医療材料	材料価格を10円で除して得た点数	
その他		
調剤ベースアップ評価料(処方箋の受付1回につき)		4点
調剤物価対応料(3月に1回に限り)		1点

※ 基礎額とは調剤基本料(加減算含む)、薬剤調製料、無菌製剤処理加算、調剤管理料の合計額。
麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合の加算、自家製剤加算、計量混合調剤加算、調剤時特殊調整加算及び薬学的有害事象等防止加算は基礎額に含まれません。
明細書に記載されている項目の内容や点数です。ご不明な点は、薬剤師にお問い合わせください。

ファルコ薬局福島店

窓口での 支払い金額が 変わります

調剤報酬改定に伴い
令和8年6月1日より、
患者様の窓口での負担額が
変更となります。

ご了承くださいますようお願い申し上げます。